

第 33 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第33回宮古市農業委員会総会議事録

令和6年1月24日、第33回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和6年1月24日(水)午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年1月24日(水)午後1時50分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員
6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員
9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

2番 古舘 秀巳 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦
次 長 小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後 1 時 30 分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

定刻となりました。

本日は、2 番古舘委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員 9 名中 8 名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 33 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章 3 番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章 3 番朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には 6 番福士委員と 7 番去石委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

(報告第 1 号)

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の 1 ページをお開き願います。

(議案書の報告第 1 号を朗読)

今月は 7 件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

それでは、1 月分届出合計を読み上げて報告といたしますので、4 ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがあればお受けいたします。なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(議案第 1 号)

次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

佐々木事務局長

付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

議案書の5ページをお開き願います。

(議案書の議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1をご覧願います。

現地調査につきましては、去る1月15日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の畠山委員と事務局の私で現地を確認しております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、申請地から北に約80mの位置に■■■があることから、第3種農地と判断されるものでございます。(2)から(7)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(8)は該当ございません。

2の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可が必要となりますので、1月中に申請するものでございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可を条件として、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。ただ今の事務局の説明のとおり確認して参りました。何ら問題はないものと思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で、議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長	<p>全員賛成です。 よって、議案第1号は原案のとおり条件付き許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p>
議長 (議案第2号)	<p>次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。</p>
佐々木事務局長	<p>議案書の6ページをお開き願います。 (議案書の議案第2号を朗読) 付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2の1をご用意願います。 (議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー2の1をご覧願います。 去る1月15日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の澤田委員、事務局の私で現地を確認しております。 1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。 2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。 3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。</p>
4番山崎委員	<p>4番山崎です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。</p>
佐々木事務局長	<p>付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。 (議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー2の2をご覧願います。 1月15日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局の私</p>

で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番の山崎です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

以上で議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長
(議案第3号)

次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の7ページをご覧ください。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これで議案第3号の審議を終了いたします。
これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」
を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全員賛成)

議 長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第33回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後1時50分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員
会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 福士 永輝

署名委員 去石 徹